### 令和7年度申告申請に向けた





### 第1部〔初めての方/基礎から確認したい方対象〕 1 基本事項の説明 20分 (休憩10分)

### 第2部〔経験のある方を含めて全員対象〕

- 1 開会
- 2 ハローワークからの説明
- 3 納付金制度について (休憩10分)
- 4 電子申告申請システムについて 《システム編》 40分
- 5 **閉会** ※長野会場は障害者職業センターの説明があります。 ※ 質問がある場合は、閉会後お申し出ください。

10分



- 1 ハローワーク資料
- 2 アンケート用紙
- 3 相談票
- 4 プライバシーに配慮した障害者の 把握・確認ガイドライン(概要版)

2~4はクリアファイル

に入っています

5 障害者雇用納付金関係助成金のごあんない

※本日の説明会資料をご持参いただきありがとう ございます。説明会資料がお手元にない場合は、 お渡ししますのでお申し出ください。

基礎から

### I. 障害者雇用納付金制度の概要

- 1. 障害者雇用納付金制度とは
- 2. この制度における障害者とは

### 1. 障害者雇用納付金制度とは

### (1) 障害者雇用納付金制度の趣旨

## 障害者雇用は事業主が共同して果たして いくべき責任であるという社会連帯責任 の理念に立って、事業主間の障害者雇用に 伴う経済的負担を調整するための制度

### 「障害者の雇用の促進等に関する法律」

### (2)障害者雇用納付金制度のしくみ



### 納付金制度のイメージ図



### 2. この制度における障害者とは



### この制度における障害者とは、 身体障害者、知的障害者、精神障害者 で、

- 身体障害者手帳(身体障害者)
- 療育手帳 (知的障害者)
- ・精神障害者保健福祉手帳(精神障害者) などによって、

### 「障害者であることの確認ができる方」に限られる。

この他、・指定医の「身体障害者診断書・身体障害者意見書」 ・産業医の診断書・知的障害者判定機関の「判定書」 なども確認書類として認められる。



【注意】 障害の種類を複数有する場合、 【重度知的障害】>【重度身体障害】>【精神障害】>【知的障害】>【身体障害】 の順でいずれか1つの障害の種類を申告申請書に記入します。 (精神障害者保健福祉手帳の有効期限にご注意ください)

★ 電子申告申請システムでは、障害の程度や等級などを入力することで、 障害者の人数を自動でカウントしますのでご安心ください!



### Ⅱ. 令和7年度申告申請の手続き

- 1. 申告申請の手続き【納付金・調整金】
- 2. 申告申請の手続き【報奨金】
- 3. 電子申告申請システム







### (1) 電子申告申請システムとは

障害者雇用納付金制度における、納付金、調整金、報奨金、特例給付金(<sub>経過措置</sub>) 等の申告申請書の<mark>作成・送信</mark>をWEB上で行うことができるシステム



### (2)システムへのアクセス

#### 電子申告申請システムURL: https://www.nofu.jeed.go.jp/Nofu\_Densi/



### (3) トップページと各機能



### (4)システムでの作成から提出までの手順



### 令和7年度申告申請に向けた





### 第1部〔初めての方/基礎から確認したい方対象〕 1 基本事項の説明 ※終了しました! 20分 (休憩10分)

### 第2部〔経験のある方を含めて全員対象〕

- 1 開会
- 2 ハローワークからの説明
- 3 納付金制度について (休憩10分)
- 4 電子申告申請システムについて 《システム編》 40分
- 5 閉会 ※長野会場は障害者職業センターの説明があります。

※ 質問がある場合は、閉会後お申し出ください。

10分



- 1 ハローワーク資料
- 2 アンケート用紙
- 3 相談票
- 4 プライバシーに配慮した障害者の 把握・確認ガイドライン(概要版)

2~4はクリアファイル

に入っています

- 5 障害者雇用納付金関係助成金のごあんない
- ※本日の説明会資料をご持参いただきありがとう ございます。説明会資料がお手元にない場合は、 お渡ししますのでお申し出ください。

### ハローワークより **障害者の雇用状況等について** 職業安定所:雇用指導官

### (参考)障害者雇用状況報告書〔通称:6.1報告〕について

対象時期	提出物	提出先
<u>令和6年6月1日現在</u>	障害者雇用状況報告書	管轄の
における障害者の雇用状況	(6.1報告)	ハローワーク
<u>令和6年4月~令和7年3月</u>	障害者雇用納付金	機構
までの障害者の雇用状況	<b>申告申請書</b>	(長野支部)



### I 昨年度からの変更点と 基本事項の確認

- 1. 令和7年度申告申請における変更点
- 2. 基本事項の確認

### 1. 令和7年度申告申請における変更点



#### 

シフト制で働く方の雇用区分の確認方法が変わります。

常用雇用労働者及び障害者ともに取扱いが変わりますのでご注意ください。



3 特定短時間障害者の実雇用率への算入 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者 である特定短時間障害者(就労継続支援A型事業所の 利用者を除く)は、1人をもって0.5人として 対象障害者数にカウントすることとなりました。

(注)この対象障害者については、法定雇用率の算定に用いる常用雇用 労働者にはカウントしません。

### 4 特例給付金の廃止と経過措置

③の措置に伴い特例給付金は廃止され、1年の経過措置 (令和7年度申告申請限り)が設けられました。 【経過措置】廃止前(令和6年3月31日まで)に雇入れられた 特定短時間障害者である重度以外の身体障害者・重度以外の 知的障害者(就労継続支援A型事業所の利用者を含む)は、 特例給付金(経過措置)の対象とすることができます。

# B「シフト制」の取り扱いの変更点 ①「変動型シフト制」の場合

「いわゆる『シフト制』」とは、雇用契約の締結時点では労働日や労働 時間等を確定的に定めず、一定期間(1週間、1か月など)ごとの勤務 シフト表などで初めて具体的な労働時間等が確定するような勤務形態を 指します。これを本制度では**「変動型シフト制」**と呼びます。

#### 【変動型シフト制の例】

- ①「月〇時間を目安」「月〇時間程度」など、断定していない場合
- ②「月〇時間以上」など、下限だけ定められている場合
- ③「月〇時間以下」など、上限だけ定められている場合 ※①~④は、実際には
- ④ 「月〇時間~〇時間の間」など、幅がある場合 シフトにより決定
- ⑤「具体的にはシフトによる」など、実際にはシフトにより決定されること について明記されている場合
- ⑥ 雇用契約書上、「月〇時間」等と「シフトによる」という記述が並列で 記載されている場合、その他実際の就労において一定期間ごとに定める シフトにより労働時間を決定している場合

このような場合については、所定労働時間を推定することが困難である ことから、「実労働時間」を対象期間で除した平均値を用いて常用 雇用労働者及び雇用障害者の雇用区分を判断します。 23

### ②「変動型シフト制」以外のシフト制の場合

「シフト制」で就労する者のうち、雇用契約書または就業規則等において 所定労働時間が定められているが、具体的な労働日や労働時間の組合せの パターンを勤務シフト等により決定するなど、**所定労働時間が確認できる** 場合は、従来どおり、雇用契約書または就業規則等の**所定労働時間により** 常用雇用労働者及び雇用障害者の雇用区分を判断します。



# ① 令和7年4月1日施行(令和8年度申告申請から) 除外率 → 10%引き下げ

② 令和8年7月1日施行(令和9年度申告申請から) 障害者の法定雇用率 → 2.7%に引き上げ







### <u>申告申請は「事業主ごと」に手続きを行う</u>

事業主の単位は、すべての事業所(営業所・出張所等)を 含めたものです。原則として、法人単位で申告申請を 行うことになっています



※特例の認定・取消し要件等については、 管轄のハローワークにお問い合わせください。

(2) 申告申請の流れ						
常用雇用		雇用障害 4		納付金調整金		
労働者の	申告義務	者の総数 📕 甲	告申請書	の納付報奨金		
総数の把払	屋 あり	の把握の	作成・提出	納付金の場 合、 <u>期限内</u> (経過措置)		
根拠資料①		根拠資料②	<b>艮拠資料①+②</b>	「に納付の支給		
種別	対象期間	申告申請期限	提出方法	納付期限・支給時期		
				全納 <b>令和7年5月15日</b>		
<b>約</b> 何金		令和7年4月1日		延納(1期)令和7年5月15日		
	令和6年	~	電力	(2期)令和7年7月31日		
調敕全	4月1日	令和7年5月15日	甲告甲請	(3期) 令和 / 年12月1日		
	$\sim$					
起海今	令和7年	△和7年4日1日		ムニュケ		
TIX 🔆 🎞	3月31日	고세/ 푸4/310	达们	<b>市和/</b> 年		
時间給合			または <mark>持参</mark>	10月~12月に支給		
1寸17リ7石17J 立 (経過措置)		<b>~</b>				
申請期限を過さた申請に対しては文紹できません 20						

### (3) 申告申請書の作成

# ① 機構のHPを開く ←「JEED」で検索 ② 電子申告申請システムに入る ③ 申告申請書を作成する ※ ID・パスワードは不要

### (4) 申告申請書の提出

① 電子申告申請(作成後、そのまま電子送信)

※ ID・パスワードをあらかじめ取得しておく

② QRコードの紙を郵送または持参

### (5) 納付金の納付

A ペイジー (電子納付)

① 納付方法



インターネットバンキングによる納付 ※ 金融機関の窓口に並ぶ必要なし

B 納付書 (金融機関の窓口) ※ 納付書は1月に送付済み、確認をお願いします 手元にない場合は長野支部まで

② 全納 or 延納

納付額が100万円以上の場合は、

3回に分けて延納ができます。

※システムに表示された納付金額は変更しないで納付してください。

#### (6) 支給金の支給 [調整金・報奨金 ・特例給付金(経過措置)]

当機構において申告申請内容を審査の上 例年、**10月1日~12月31日**の間に、 申告申請書に記載された支給先口座に 振り込みます。

《注意》支給先情報(口座番号等)に誤りがあり、 支給できないケースが例年みられます。

※申告申請書に入力する際、 預金通帳等と照合・確認してください。



### Ⅱ 作成のための事前準備と 納付金制度のポイント確認

- 1. あらかじめ準備しておく資料
- 2. 常用雇用労働者とは
- 3. 常用雇用労働者のカウント
- 4. 障害者とは
- 5. 雇用障害者のカウント





2 事業所の情報

- ※ 事業所とは、営業所・出張所 ・第2工場 などをいいます
- 算定基礎日に在籍する常用雇用労働者の総数がわかる資料 (月ごとに短時間以外が〇〇名、短時間が〇〇名の資料)を準備してください
- ②事業所ごとに除外率の有無を 確認してください



申告申請書を作成する前に、あらかじめ根拠資料を準備してください!





月ごとの常用雇用労働者数、雇用障害者数をカウント する日のこと(毎月初日、または賃金締切日が原則)





法定雇用率を一律に適用することになじまない業種 について、雇用義務の軽減を図る制度

・除外率の適用の判定は、ハローワークが実施



- 調整金・報奨金には、除外率は適用されない
- ・除外率は、事業所ごとに適用される

除外率は納付金に適用される

・申告義務の有無の確認の際には適用されない







- 事業主に雇用されている、すべての労働者のうち、 <u>週所定労働時間が20時間以上</u>で、次の要件にあてはまる労働者
  - ① <u>雇用期間の定めがない</u>労働者

② <u>1年を超える雇用期間を定めて</u>雇用される労働者

- ③ 一定期間(1か月、6か月等)を定めて雇用される者 であり、かつ、過去1年を超えて雇用されている、 または雇用されると見込まれる</u>労働者
- ④ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新 される者であり、<u>過去1年を超えて雇用されている、</u> または雇用されると見込まれる</u>労働者

※雇用形態や雇用名称(パート・アルバイトなど)を問いません。 ※障害の有無を問いません。

### 1年を超えて引き続き雇用されると「<mark>見込まれる」とは?</mark>

#### 《例》 雇用契約書等において、その雇用契約が「更新される」 又は「更新される場合がある」旨が明示されている。



次の労働者も常用雇用労働者に該当します
(労働時間・雇用契約期間の要件を満たした場合)


# A 計上漏れ(常用雇用労働者に算入していないケース) ●パート・アルバイト等 →**名称に関係なく**、週20時間以上の方は、 常用雇用労働者として計上してください。 ●休職中の労働者 →休職について**就業規則等に定め**があり、雇用契約を維持したまま 休職されている方は、常用雇用労働者として計上してください。 B 誤計上(常用雇用労働者に算入できないケース) 專任役員 よくある → 使用者は、常用雇用労働者として計上しない。 ただし、兼務役員は計上してください。 他社からの派遣労働者 記入説明書P26~28 →派遣先の事業主は計上しない(派遣労働者との雇用契約がないため)。 派遣元の事業主は、常用雇用労働者として計上してください。



# 3. 常用雇用労働者のカウント

## | 算定基礎日に在籍する常用雇用労働者の人数を月ごとに数える

#### 2 常用雇用労働者一人一人の

週所定労働時間により雇用区分を判断する ※週所定労働時間とは、雇用契約書等で「勤務すべき」とされている時間

週所定労働時間	月所定労働時間	雇用区分
30時間以上	120時間以上	短時間以外の常用雇用労働者 (1人を1カウント)
20時間以上 30時間未満	80時間以上 120時間未満	短時間労働者 (1 人を <b>0. 5 カウント</b> )
20時間未満	80時間未満	常用雇用労働者には該当しない

【雇用区分の確認方法】
 次の①~④に分けて、下表に当てはめて雇用区分を判断してください。
 A:シフト制以外で就労する者の場合で、
 ①「雇用区分の変動なし」の場合
 ②「雇用区分の変動なし」の場合
 ②「雇用区分の変動あり」の場合
 3「変動型シフト制」以外の場合
 ④「変動型シフト制」の場合

### ①「雇用区分の変動なし」の場合

算定基礎日に在籍している労働者について、就業規則や雇用契約書 等に定められている所定労働時間数から雇用区分を決めます。

例1:週所定労働時間35時間 → 短時間以外の常用雇用労働者 例2:1日5時間、月20日勤務 → 5時間×20日=100時間 → 短時間労働者

### ②「雇用区分の変動あり」の場合

就業規則や雇用契約書等に各月の所定労働時間数などが決められているが、各月の所定労働日数が異なっている等により、1つの雇用区分に決まらない場合は、対象期間の勤務計画時間数の総計を対象期間の月数で除した月平均の勤務計画時間数を算出して雇用区分を決めます。

- 例1:4月150時間、5月150時間、6・7・8月100時間・・・など繁忙期に合わせてあらかじめ時間数が定められており、その年間合計が1,600時間の場合
- 例2:変形労働時間制の常用雇用労働者のうち対象期間が1か月を超え1年以内であり、 年間の合計が1,600時間の場合

計算例:年間の所定労働時間数の総計が1,600時間で、対象期間が12か月の場合

### ③「変動型シフト制」以外の場合

交替制など雇用契約等で所定労働時間が定まっているうえで、シフト を組む場合など、所定労働時間が確認できる場合は雇用契約書等に記載 された所定労働時間により雇用区分を判断します。

※この際、雇用契約書等の内容から「雇用区分の変動なし」・「雇用区分の変動あり」 のいずれにあたるか確認し、該当する分類に応じた方法により雇用区分を判断します。

例1:雇用契約書に1日7時間、週3日(月水金)勤務とする、早出勤務、通常勤務、 遅出勤務の組み合わせについては、1か月単位でシフト表を作成し事前に通知する との定めがあるもの。

→ 7時間 × 週3日 × 4週 = 84時間 → 短時間労働者

#### ④「変動型シフト制」の場合

雇用契約等では労働時間等を確定的に定めず、勤務シフト表などで 初めて具体的な労働時間が確定する場合は、所定労働時間を推定する ことが困難であることから、「実労働時間」を対象期間で除した平均 値を用いて雇用区分を判断します。

※「変動型シフト制」については、「令和7年度申告申請における変更点 ・B「シフト制」の取り扱いの変更」を参考にしてください。

# 「雇用区分の変動あり」「変動型シフト制」の場合 + 「月の途中で雇入れ・離職」があった場合

#### A 年間の週数を算出する

【雇入れの場合】 雇入れ月の週数+翌月以降の月数×4週

※雇入れ月の週数は、

雇入れ日を下表に当てはめた「該当週数」

(例) 4/18雇入れ、在籍期間 4/18~3/31
 → 2週+11か月(44週) = 46週(年間週数)

雇入れ日	該当週数
1~7日	4週
8~15日	3週
16~22日	2週
23~末日	1週

#### 【離職の場合】

離職月の前月までの月数×4週+<u>離職月の週数</u>

※離職月の週数は、 離職日を下表に当てはめた「該当週数」

(例) 5/10離職、在籍期間4/1~5/10
 → 1か月(4週) + 2週=6週(年間週数)

離職日	該当週数
1~7日	1週
8~15日	2週
16~22日	3週
23~末日	4週

### B 1週あたりの平均所定労働時間を算出し、雇用区分を決める

所定労働時間の年間合計時間数

上記Aで計算した年間週数

= 1週あたりの所定労働時間

週所定労働時間	雇用区分
30時間以上	短時間以外の常用雇用労働者
20時間以上30時間未満	短時間の常用雇用労働者
20時間未満	常用雇用労働者に該当しない労働者

## ◎常用雇用労働者の総数の把握



常用雇用労働者(雇用障害者を含む)を雇用区分(短時間以外 or 短時間)ごとに 仕分けて、月ごとに計上します。(対象期間:令和6年4月1日~令和7年3月31日)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	①短時間以外	104	98	92	95	94	94	94	93	93	105	105	110
	②短時間	10	11	11	10	11	12	13	14	23	21	24	26
常月 総数	月雇用労働者の 牧 ①+②×0.5	109	103.5	97.5	100	99.5	100	100.5	100	104.5	115.5	117	123
		1	1					1					

## ◎納付金申告義務の有無の確認

対象期間における 常用雇用労働者数が**100人** を超える(100.5人以上の)月が 連続又は断続して**5か月以上** 

> 申告義務はありませんが、報奨金・特例給付金(経過措置) の支給対象となる可能性があります。



障害者手帳等により、



# 障害があることが<mark>確認できる</mark>障害者

記入説明書

P45の一覧

# (2) 障害者の把握・確認における留意点



記入説明書

P29~50

f=-,7 ⊻

- ・納付金等の申告申請に際し、障害者を把握・確認するに当たっては、
   厚生労働省が策定した「プライバシーに配慮した障害者の
   把握・確認ガイドライン」に沿って、障害者のプライバシー
   保護に十分なご配慮をお願いします。
- ・障害者手帳等を所持しているか、また障害の状況はどうか、労働時間等はどうか、などを確認するにあたっては、納付金等の申告申請のためにそれらの個人情報を当機構に提供する旨(利用目的等)を明示し、必ず本人の同意を得るようお願いします。
- 「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」へのアクセス方法 当機構ホームページ(https://www.jeed.go.jp/) →「障害者の雇用支援」ページ →「障害者雇用納付金」と進み、表示されたページをスクロール

(3) 納付金制度における障害者





#### 知的障害者の障害者としての取り扱いについての留意点

- 年度の途中で知的障害者である旨の判定を受けた(療育手帳 等の交付を受けた)場合、その対象障害者の雇入れ日に遡り、 知的障害者として取り扱ってよい。
- ② 既に知的障害者判定機関の「重度以外の知的障害者」の判定 書等を所持している障害者が、異なる判定機関から、重度知的 障害者と判定された場合は、その雇入れの日に遡り、重度知的 障害者として取り扱う。
- ※同一の判定機関による再判定の結果、重度知的障害者と判定された 場合は、判定された年月日をもって重度知的障害者として取り扱う。
- ③ 療育手帳とは別の判定機関で重度知的障害者の判定を受けた
  - 場合、確認書類は判定書(写)の提出のみでよい。

※療育手帳等(写)は、提出不要。



# 確認書類 = 精神障害者保健福祉手帳

#### ※手帳の様式は、都道府県によって異なるので注意!



### (4) 障害者を確認する書類等の保存について

#### ① 障害者手帳等(写)は、雇用障害者の死亡、退職又は解雇の日から3年間保存

#### 「障害者の雇用の促進等に関する法律」

(書類の保存)

第81条の2 労働者を雇用する事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第38条 第6項、第43条第9項並びに第48条第4項及び第9項の規定による確認 に関する書類(その保存に変えて電磁的記録の保存がされている場合における当該 電磁的記録を含む)で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。

#### 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(抄)

(書類の保存)

- 第43条 法第81条の2の規定による書類の保存は、事業所ごとに行わなければならない。
  - 2 法第81条の2の書類の保存期間は、当該対象障害者である労働者の死亡、 退職又は解雇の日から3年間とする。

② 労働者名簿、賃金台帳、雇入通知書等は5年間保存(ただし、当分の間は3年)

#### 労働基準法(抄)

(記録の保存)

第109条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他 労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない。



# (1) カウントの手順



# (2) カウントの方法 ※(1)のA~Dの手順でカウントしてください!

A 障害者一人ひとりについて、「月所定労働時間」を把握する

所定労働時間 = 就業規則、雇用契約等により定められた労働時間 「月所定労働時間」を把握してください

原則として、把握した月所定労働時間を下表に当てはめて各障害者の 「雇用区分」を決めます。ただし、手順 B, Cの確認によって、実労働 時間で雇用区分を決める場合があるので注意してください。

週所定労働時間	月所定労働時間	雇用区分
30時間以上	120時間以上	短時間以外
20時間以上 30時間未満	80時間以上120時間未満	短時間
(10時間以上 20時間未満)	(40時間以上80時間未満)	<b>(特定短時間)</b> 重度身体障害者・重度知的 障害者・精神障害者
20時間未満	80時間未満	対象外 (上記以外)

50

#### B 障害者一人ひとりについて、 「月ごとの所定労働時間」と「月ごとの実労働時間」を算出する

#### ① 「雇用区分の変動なし」の場合

参月ごとの所定労働時間…「その月の勤務するべき日数×1日の所定労働時間」

(例) 週所定労働時間35時間、週勤務日数5日、その月の勤務すべき日数21日の場合

→ 35時間÷5日=7時間/日 7時間×21日=147時間

- 月ごとの実労働時間…実際の労働時間数
- ② 「雇用区分の変動あり」の場合
- ▲ 月ごとの所定労働時間
  - …所定労働時間の年間合計数を対象期間の月数で除して、月平均を算出 (例)週20時間から35時間の間でシフトを組む
    - → 勤務計画時間数(シフト時間)の合計1460時間、対象期間が12か月の場合

1460時間:12か月=121時間(1時間未満の端数切捨て)

◆ 月ごとの実労働時間

…実労働時間の年間合計数を対象期間の月数で除して、月平均を算出

- ③「変動型シフト制」の場合
- 月ごとの所定労働時間…推定することが困難

● 月ごとの実労働時間
 ···実労働時間の年間合計数を対象期間の月数で除して、月平均を算出
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 □
 ○
 □
 ○
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □
 □

#### 労働時間に「含めるもの・含めないもの」 チック 記入説明書 P32~33

【注意】労働時間に「含めるもの・含めないもの」については、例年多くの 誤りがみられます。記入説明書P23~24を確認してください。 《誤りの例》休職中の障害者の実労働時間を「0」で計上しているケース

#### ◎ 月ごとの所定労働時間と実労働時間に含めるもの

- ① 年次有給休暇・(有給の)特別休暇
- ② 法定休暇等(生理休暇、産前産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇等)
- ③ 休業期間(賃金が全額支払われる休業期間のほか、雇用調整助成金を受給して賃金補償をしていた休業期間、労働基準法第26条に規定する休業手当を支払っていた休業期間及び労使協定(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定)に基づき賃金の一部を支払っていた休業期間





賃金が全額支払われている場合、傷病手当金や労災補償の支給を受けている場合

⑥傷病欠勤以外の欠勤の期間(賃金の全額が支払われている欠勤に限る)

### C 障害者一人ひとりについて、「雇用区分」を決める

#### 雇用障害者の雇用区分の確認方法



#### 《乖離の具体例》 乖離とは、所定と実労働の雇用区分が異なること

(例:身体障害者Aさんの場合)

- ・所定労働時間の雇用区分に変動がない場合
- ・雇用契約:週所定労働時間 30時間(6h×週5日)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
勤務すべき日数	20	20	22	20	20	21	21	21	20	20	20	21
月ごとの 所定労働時間	120	120	132	120	120	126	126	126	120	120	120	126
月ごとの 実労働時間	120	102	132	114	120	108	96	96	90	120	90	114
乖離状況	なし	あり	なし	あり	なし	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり



### D 雇用障害者数をカウントする

#### C で確定した雇用区分により、この表の通り雇用障害者をカウントします。

区分	障害者雇用	特例給付金 ( <sub>経過措置</sub> )の 算定対象			
	短時間以外	短時間	<b>特定短時間</b> ※ 1	<b>特定短時間</b> ※ 2	
重度身体障害者	2	1	0.5	対象外	
身体障害者	1	0.5	対象外	1	
重度知的障害者	2	1	0.5	対象外	
知的障害者	1	0.5	対象外	1	
精神障害者	1	1	0.5	対象外	

【注】就労継続支援A型事業所の利用者は、※1は対象外、※2は対象です。



# **Ⅲ 知っておいていただきたいこと**

~ 納付金制度のポイント確認~

- 1. 未甲告・未納付の場合
- 2.報奨金・特例給付金(経過措置) の不支給要件
- 3. 年度の中途で

事業を開始・廃止した場合

4.訪問調査



2. 報奨金・特例給付金(経過措置)の不支給要件

次のいずれかに該当する場合には、

### 報奨金・特例給付金(経過措置)を支給しません!

◈報奨金の不支給要件

(1)報奨金の支給対象となる障害者に対する適切な雇用管理の措置を欠いた ことで、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、その他労働関係法令 の違反により送検処分された場合

◆特例給付金(経過措置)の不支給要件

- (1)申請書に記載のあった障害者に対する適切な雇用管理の措置を欠いたことによる労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、その他労働関係法令の違反により送検処分された事業主。
- (2)過年度の納付金(追徴金及び延滞金を含む)について、令和7年4月1日時点で、 未申告又は未納付がある事業主。
- (3)特例給付金(経過措置)の申請を行う年度分の納付金について、**未申告 又は未納付**がある事業主。
- (4) 中途廃止する事業主について、事業を廃止した日から46日目の時点において、次年度申告分について、納付金の未申告又は未納付がある事業主。

# 3. 年度の中途で事業を開始・廃止した場合等



#### (1) 事業開始

新たに事業を開始した日(法人登記を申請した日)の属する月の 翌月以降分を翌年度の申告申請期間内に申告申請。

#### (2)事業廃止

<u>事業を廃止した日</u>の属する月の前月までの分を、**事業を廃止した日から** 45日以内に申告申請。併せて「吸収合併、相続、廃止等届」を提出。 事業を廃止した日とは……



・常用雇用労働者の数が0人となった日

・ハローワークに提出した労働保険関係消滅申請の認可があった日

・雇用保険適用事業所廃止届に記載する廃止年月日

・合併又は相続により事業を廃止した場合 = 合併又は相続のあった日









### 〇調査の目的

納付金制度の適正運営、経済的負担の平等性の確保の 観点から**申告申請の内容が適正であるかを確認**します。

#### O対象事業主

雇用障害者の障害の種類・程度を明らかにする書類等 の提出が義務付けられている事業主を含む、申告申請 を行ったすべての事業主から、毎年度、一定数の事業 主を選定しています。

#### 〇調査の方法

関係書類やヒアリングにより、**常用雇用労働者の総数** 及び**雇用障害者数や障害の程度等**が適正であることの 確認を行います。

### O申告申請額に誤りがあった場合

調査の結果、申告申請内容に誤りがあった場合には、**納付** 金の追加納付・還付、調整金等の返還を行っていただく ことになります。なお、納付金の追加納付が必要な場合に は、その納付すべき金額に10%を乗じて得た金額の追徴金 が加算されます。

本調査は、法第52条に基づくものです。 (障害者の雇用の促進等に関する法律) 実際に調査の対象となった事業主の方に 対しては、事前に選定通知を送付します。 その後、日時の調整や準備いただく書類 等についてご案内いたしますのでご協力 をお願いします。

なお、申告申請書の作成時に**根拠とした** 書類は調査時に確認させていただきます ので適切な保管をお願いします。

# よろしくお願いします





# IV 助成金のごあんない

# 1. 障害者雇用納付金関係助成金

## 1. 障害者雇用納付金関係助成金

# (1)障害者雇用に利用できる助成金 等

# 労働局・ハローワークの助成金

- 特定求職者雇用開発助成金
- ・トライアル雇用助成金
- ・キャリアアップ助成金

# 長野県の助成金

・はじめの一歩応援助成金

(助成金以外の事業・制度)

- ・障がい者民間活用委託訓練
- ・事業税の減税制度

高齢・障害・求職者雇用支援機構の 助成金(障害者雇用納付金関係助成金)

- ・障害者作業施設設置等助成金
- 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- ·障害者介助等助成金
- ・重度障害者等通勤対策助成金
- ・障害者能力開発助成金

- ・障害者福祉施設設置等助成金
- ・職場適応援助者助成金
- ·障害者雇用相談援助助成金





# I 電子申告申請システム の操作方法

# 1. 申告申請書の作成

2. 申告申請書の提出

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



# 1. 申告申請書の作成 (電子申告申請システムの操作方法)

# (1)システムへのアクセス

電子申告申請システムURL: https://www.nofu.jeed.go.jp/Nofu\_Densi/



# (2) システムのトップページ



# (3) ID・パスワードの取得

申告申請書の作成に先立ち、あらかじめID・パスワードを取得します。



# (4)作成のスタート

以下の いずれかの データキリ	申告申請書を作成する 😨 🕴 ID、パスワードがなくても作成できます。	今回初めて! 手元に データなし
1->050	<ul> <li>中古甲酮9 る年度を迭んでください</li> <li>令和7年度申告申請</li> <li>令和7年度申告申請</li> <li>令和8年度</li> <li>マ</li> </ul>	)年度の選び方
	ビー データを利用して作成する 過去の申告申請データ、作成中のデータがある方はこちら	<b>NEW</b> 新たに作成する 過去の申告申請データがない方はこちら
①電子申	告申請システムで作成した…	<ul> <li>● 事業主情報</li> <li>● 事業所情報</li> </ul>
A 前年 (例) 令和6年度	度の申告申請データ 電子申告申請_00000000000000000000000000000000000	● 算朱///1940 ● 障害者情報等 <sup>→△秒.xml</sup> を入力
<b>B 入力途</b> (例:令和〇年	<b>中で保存したデータ</b> 度_申告申請書保存データ_20○○年○月○日×時×分△秒.xm	
<ol> <li>2 申告申</li> <li>(ver10.0.0 (例:申告·申請</li> </ol>	請書作成支援シート(マクロ機能付き) )、11.0.0またはver13.0.0)バックアップデー <sup>清バックアップデータ_2000_00_00_00-00-00.xml</sup> )	-タ 新たに申告申請書 のデータを作成
③ 電子申 ①~③(	告申請用のCSVファイル Dデータを利用して申告申請書を作成	任意のフォルダ内にある、 このような名称のファイル を取り込む。
(5) データの取り込み















一覧へ戻る	, C	クリア	雇」	確定	22	新規追加	<sup>たせ</sup> 保存	77
<b>粒</b> 时间 为 谢 百	4 <sub>/-3</sub>	эн	67-3	Он	8д	ан		//





「事業所の登録」が完了したら、「次へ」をクリックして 3 へ!

#### ③ 障害者の登録















「障害者の登録」のポイント・よくある誤り

### ① 申告申請書の記号を誤って入力しているケース

(例)知的障害者が療育手帳を所持している場合は「D」と入力するところ、手帳の実施機関名に 「知的障害者更生相談所」とあることから「I」と入力する誤りが多くみられます。

- ② 年度の途中で障害者になったケース
  - →「年度内障害年月日」に、手帳の交付日を入力してください。
- ③ 年度の途中で退職したケース ※「年度内転入出」では →「年度内離職年月日」に、退職した日を入力してください。 ありません!
- ④ 年度の途中で別の事業所に異動になったケース
  - →「年度内転入出」を「あり」にして、必要事項を入力してください。

(例) A本社からB営業所に9月1日に異動したケース A本社のシートに、4月1日~8月31日の所定労働時間・実労働時間を入力 B営業所のシートに、9月1日~3月31日の所定労働時間・実労働時間を入力

⑤ 年度の途中で雇用契約が変更になり、雇用区分が変わったケース

→ 「年度内転入出」を「あり」にして、必要事項を入力してください。

(例) 4月から「短時間」の契約で勤務、9月1日から「短時間以外」の契約に変更したケース 雇用区分を「短時間」として、4月1日~8月31日の所定労働時間・実労働時間を入力 雇用区分を「短時間以外」として、9月1日~3月31日の所定労働時間・実労働時間を入力

### ④ 申告申請書等の登録





支給先		
分割支給 ?	あり の なし	·支給先金融機関情報
金融機関名 必須 20文字以内	みずほ	調整金等の支給金がある事業主は
	● 本店 ● 支店(その他)	金融機関の情報を正確に入力して
金融機関コード 必須 半角数字4桁	1234	
支店コード <u>必須</u>		人力誤りや前年度の情報との違い
半角数字3桁		あります。
預金種目 必須	▼	
<b>口座番号 必須</b> 半角数字7桁	1234	
<b>口座名義(フリガナ) 必須</b> 70文字以内	▼ カイシヤメイ	▼
▲ 【□座名義( ・全て半角) ・長音'-'、	フリガナ)の記入について】 コナ大文字で入力してください。小文字は入力しないでください。 Þ点'・'は使用できません。ハイフン"-"、ピリオド"."を入力してく	。 、ださい。
口座名義(漢字) 必須 40文字以内	有限会社会社名	
	) Iz	
戻る在宅就調	業契約の登録 分割支給情報の登録 確定	保存 申告申請窓口へ送付 電子申告申請 により送信
すべての入力	・修正が完了したら、「	確定」をクリック。
	日津津の 作みがら	
これで甲百	甲硝香い TF风小元	510590

# 2. 申告申請書の提出 (電子申告申請システムの操作方法)





# (2)電子申告申請(電子送信)で提出する方法 ①電子送信するためのデータを作成する

ট 令和7年度申告申請(申告申請対象期間:令和6年4月~令和7年3月)						
開始     データ取込み     申告申請書の作成     申告申請書の送信・印刷     終了       1     2     3       申告申請書の送信データ作成     申告申請書の送信     処理完了						
· 「作成」をクリックして、 電子申告申請用のデータ						
(XMLファイル)を作成します。 その際、電子申告申請用ID・パスワート 電子申告申請用ID・パスワードをお持ちでな ので、ご注意くださ D・パスワード発行申 ファイル名は変更しないでください。 変更すると取り込めなくなります。						
戻る         作成         内容確認へ         申告申請書の送信へ						
電子申告申請データのファイル名は、 「令和7年度_電子申告申請_00000000000000000000000000000000000						

### ② 作成した申告申請書の内容を確認する





### ③ 申告申請書を電子送信する



※個人情報の取扱いに 入力されたメールアド 他の目的に利用するこ 機構の個人情報保護へ	※個人情報の取扱いについて 入力されたメールアドレスは、電子申告申請に関して機構からご連絡する場合のみ使用します。 他の目的に利用することはありません。 機構の個人情報保護への取り組みについては、機構ホームページをご覧ください。							
申告申請年度	令和7年度 ▼			会 忘れずに!				
電子申告申請データ ?	■ファイルを選択	選択されていません。		土政法				
電子申告申請データ ? のみ送信								
添付書類のみ送信 🤉		①電子申告	告申請用の					
ユーザID		データ(XI	MLファイル)	(2) ノアイルを選択				
パスワード	••••••	を選択しより	0	したら <b>「八八」</b>   を必ずクリック!				
メールアドレス	xxxxxxx@xxx.xx.xx							
メールアドレス(確認用)	xxxxxxx@xxx.xx.xx							
	?ンを押す前に、指定したフ	ァイルに誤りがないか、及び記載内	容に誤りがないか、もう一度確調	認してください。				
		戻る	送信	96				













# (3) 郵送または持参で提出する方法



#### ② 印刷して内容を確認する





添付書類が必要な場合は添付してください。(郵送の場合は<mark>簡易書留</mark>等で提出)





